

J A M 政策 NEWS

2013年11月6日 第2014-008号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

津田議員

雇用分野の基本的ルールと特区の関係を質す

11月5日、参議院厚生労働委員会が開催され、津田やたろう参議院議員が以下の質疑を行いました。

【津田議員】 国家戦略特区ワーキンググループ（以下WG）の提案に対して厚生労働省は「労働者保護や公正競争のため全国的対応が必要なルール見直しについては労使を交えた検討を進める」という資料を提出したが、雇用分野の基本的ルールと特区の関係について大臣の見解は？

【田村大臣】 雇用分野の基本的ルールである労基法や労働契約法等に関して特別な地域でその基準を緩めるとすることは法の下での平等という意味から見て、よろしくないという議論がなされている。特別な地域でこのような基本的ルールを緩めることは簡単なことではないと認識している。

【津田議員】 国家戦略特区WGの5人の民間委員は新藤総務大臣が選んで官房長官が決済したようだが、民間企業の代表として委員になった経営者は大規模なリストラをしたと報道されている。この5人が労働や雇用の大きな変更を提案する正当性があるのだろうか？この方々は労働行政において、これまで有識者としてなにかご意見を伺ったことがあるのだろうか？

【田村大臣】 あるのかもしれないが、私も調べていないのでここで明確な答弁ができない。

【津田議員】 民主党は、労働者代表が参加をしていないWGで閣議決定につながる雇用分野の規制緩和が議論され、決定されていくことはILOの三者構成の原則から見て極めて大きな問題があると指摘してきた。一旦閣議決定されてしまうとその決定は厚労省も縛ることになる。閣議決定の前段階が大変重要であると思う。副大臣の決意をお伺いしたい。

【佐藤副大臣】 最終的な労働法制の見直しについては、産業競争力会議等の意見も参考にすが、最終

的には公労使三者で構成される労働政策審議会で十分に議論をいただく。副大臣として厚生労働行政の諸課題にしっかりと取り組んでいく。

【津田議員】 委員長にお願いしますが、仮に法案が参議院に送付された場合は、この特区法案が審議される委員会と本委員会との連合審査を強く求めたいと思う。

【石井委員長】 理事会において協議する。

【津田議員】 労働政策審議会の職業安定分科会・労働力需給制度部会では派遣制度の見直しが議論されている。この部会で、規制改革会議が取りまとめた意見書が資料として配られたが、その内容は昨年の通常国会で成立した改正派遣法の各項目を完全に否定する内容が書かれている。今回の派遣制度の見直しに際し、労働政策審議会はこの規制改革会議の意見書に一切拘束されることはないということを確認させてほしい。

【佐藤副大臣】 規制改革会議の意見書は閣議決定ではないため、厚労省としては拘束されるものではない。資料として内容を紹介し、議論の参考にさせていただいている。

【津田議員】 春闘に関する答弁で、安倍総理は賃金表の改定のみをベースアップという場合もあるが、それ以外の要因による個別賃金水準の引き上げをベースアップという場合もあるという答弁をされた。内閣府に確認したところ、安倍政権では、企業が部長手当を増額しただけでベースアップとしてカウントする可能性があるということだった。厚労省から内閣府に対してあまりにも乱暴なベースアップの解釈はやめてほしいということをお願いしたい。

【田村大臣】 内閣府と話をしてベースアップの定義、言葉の定義をしっかりと作ってまいりたい。